

# 令和6年度教育民生委員会行政視察報告書

1. 視察日程 令和6年10月28日（月）～10月30日（水）

2. 視察先及び項目 兵庫県加東市  
・小中一貫教育の取組について  
大阪府高槻市

・未就学児の保育・教育について

愛知県長久手市

・重層的支援体制整備事業の取組について

3. 視察参加者

委員長	齊藤義明
副委員長	角野正明
委員	鳥飼由衣
委員	篠原光一
委員	寒川佳枝
委員	丸岡豊和
同行	加賀実（健康福祉部長）
随行	檜垣文彦（議会事務局）

# I. 兵庫県加東市

<人口：39,462 人，面積：157.55 km<sup>2</sup>>

期日：令和6年10月28日（月）13時00分～

視察項目：小中一貫教育の取組について

## 【視察目的】

加東市では市内3地区において小中一貫校の整備を進めており、東条地域において令和3年4月1日に加東市立東条学園小中学校が開校し、小中一貫教育が始まっている。今後、令和7年度に社地域、令和10年度に滝野地域にて小中学校の開校を目指し、準備が進んでいる。

本市においては、令和6年5月に前期概ね5年程度の計画として学校再編整備実施計画が示され、東部中学校・東部小学校・金山小学校・西庄小学校の4校を再編し、「小中一貫型小・中学校」を設置することとし、準備が始まっている。小中一貫教育の現状、学校再編に当たっての地域の理解や整備工事等、様々な課題を含めた加東市の取組についての調査研究を行うものである。

【説明者】	東条学園小中学校 校長	尾崎氏
	教育委員会 小中一貫教育推進室 室長	丸山氏
	教育委員会 小中一貫教育推進室 係長	原氏
	教育委員会 小中一貫教育推進室 主査	柴崎氏

## 【視察内容】

冒頭、東条学園小中学校の紹介VTRを視聴した後、小中一貫教育について、資料に基づき説明を受けた。

### 1. 小中一貫教育の取組の現状

#### 【東条学園】

- ・9年間を通じた教育課程の編成  
小中一貫教育カリキュラムの作成

## 系統的な学習

例) 平和学習 6年生：広島平和祈念資料館 9年生：沖縄ひめゆりの塔  
家庭学習のきまり、学習規律、ノートの取り方などの段階的な指導

- ・ 4－3－2制のステージ制の実施（全国的に多いモデル）

小中のギャップを解消（第Ⅱステージでは小中両方の教員が関わっている）

各ステージ最終学年（4・7・9年生）がリーダーとして活躍している

※通常の学校と比べると、特に4年生がしっかりしているとのこと

- ・ 異学年交流

体育大会、縦割り班活動、給食、遠足などでの交流の機会を通じて上級生へのあこがれの心や下級生への思いやりの心を育てている

- ・ 教科担任制による事業の実施

5年生以上で教科担任制、3・4年生で一部教科担任制

- ・ クラブ活動と部活動の連携

前期課程（1年生～6年生）ではクラブ活動、後期課程（7年生～9年生）

では部活動を実施しており、4年生からは後期課程の部活動や生徒たちと関わる仕組みとすることで、前期課程から後期課程への移行を緩やかに進めることで中一ギャップの軽減に努めている

## 2. 新しい小中学校開校に向けた準備について

### 【加東市教育委員会】

市内3地区において順次統合を進めており、東条地区においては令和3年4月に東条学園を開校。社地区においては令和7年4月に社学園を、滝野地区においては令和10年4月に小中一貫校を開校するスケジュールで整備が進んでいる。以前より定期的に学校間交流は行っていたが、現在では統合数年前から地域内の小小・小中間交流をより活発化させ、違和感なく統合が進められるような対策をとっている。

保護者とは開校3～5年前から制服等検討部会を設け、新たな制服・体操服・カバン等制定の協議を行うとともに、統合1年前からは特に環境の変わる小学校保護者に対し、新学校関係の説明会を行っている。制服は5年生から着用している。

地域とは通学路の見直し（徒歩ルート等）に関し、地区ごとに区長、保護者と協議し、決定している。

### 3. 小中学校内における日常的な教職員間のコミュニケーションの状況について

#### 【東条学園】

小中学校の職員室は1つになっており、生徒指導問題の共有や教科の教材研究なども日々の何気ない場面で情報交換できており、日常的なコミュニケーションは取れている。

しかし、開校当初は小学校と中学校の文化の違いもあったため、後期課程教員による前期課程への乗り入れ授業、部活動への前期課程教員の参加等、相互理解を目的とした教員間の交流を図った。

### 4. 現在の課題

#### 【東条学園】

- ・ 第Ⅰステージから第Ⅱステージへの移行の対象となる5年生が小5ギャップを感じないように工夫する必要がある
- ・ 第Ⅱステージ（5年生から7年生）の教育的価値を見出す
- ・ 従来のPTAから地域住民（コミュニティー）も参画したPTCA組織を導入しており、円滑に機能するように調整する

### 5. 今後の展望

#### 【東条学園】

- ・ 4－3－2制や教科担任制をもとにしたカリキュラムの工夫
- ・ 外部人材の活用強化（3・4年生対象の東条学園頑張り塾、人材バンクの日常的な活用（九九暗唱、工作、書道等））
- ・ 既存の教育活動の見える化

#### 小中一貫教育を生かした学力の向上

- ・ 第Ⅱステージの教育活動の活性化（前後期課程教員の意識改革を含む）



## 【主な質疑応答】

(質) 東条学園は義務教育学校ということで校長が1人、残りの2つは併設校で校長が2人とのことであるが、違いは何か。また、PTCAという形で運営しているということで、地域とのつながりの強さを感じる。どうしてこのような関わりを持てるのかお聞きしたい。

(答) 東条学園は500人規模、社地区と滝野地区では千人を超える規模の学校であるため、規模の違いにより形式を変えている。地域とのつながりについては、東条地域にはまちづくり協議会があり、そこでは区長の代表者が会長になっていて、そのかたが地域学校協働本部を立ち上げたときにそのまま会長になったり、まちづくり協議会の事務局長が現校長の先輩だったり、ということによく知った間柄だったことや、子供たちが参加できるような地域の活動の依頼があれば断らず了承したりしている。学園会で順番を決めておき、案内のチラシを作成して参加を募っている。花植えとかであれば最近では100人程度の参加があり、教員も入ると130人規模で活動している。

(質) 3ステージ制で、4年生、7年生、9年生にリーダーシップを発揮する機会を設けているが、そのようにした理由は。

(答) 小中一貫教育は本校のような4-3-2制または5-4制のどちらかが多いが、全国的には本校と同じ方が多い。その理由として、心と体の早熟が挙げられ、それがおよそ2年であろうという考えがひとつ。また、リーダーとしての立場が2回から3回に増えることもある。

(質) 小学生と中学生が同じ空間で過ごす中で、遊び場についてはどのように整備しているのか。また、中学校の先生が小学校の授業の一部を担当する中で、先生の負担はどのような感じか。

(答) 遊びについてはプレイロットというのがあり、ここは1年生と2年生専用の場所で、クッション性があり、上靴のまま外に出て遊ぶことができる。また、校舎の前に小学校の小運動場があり、休憩時間にはそこで遊んでいる。中学生については長い休憩時間に外で遊ぶということがそもそもない。中学校の先生が小学校に行くことはその逆と比べると非常にハードルが低い。中学校は普段から教科担任制で違うクラス、学年の授業を受け持っていることが大きな要因である。今年度からは小学校籍の先生が中学校の担任をしている。お互い乗り入れを経験し、固

定概念をなくしていくことが大事。

(質) 7年生で外から転入してきた場合、この環境になじめるのか。

(答) ありがたいことに、近隣の市町からの転入については、ホームページやリーフレットで知ってもらえているので、そのようなことはない。東条学園は53%くらいが新興住宅地のかたであり、そこに転入してきたかたは違和感があったかもしれないが、後期課程では大きな問題はない。わりと馴染みやすい環境だと感じている。

(質) 東条学園頑張り塾では人材バンクを活用しているということで、その人数やその他の活動にはどのようなものがあるのか。

(答) 中学校の校長の先輩が立ち上げたもので、加東市だけでなく近隣の市町にいる元教員(1/3は元校長)が10人ほど集まった組織である。この組織もそうであるが、他にボランティア団体として登録している団体もあり、読み聞かせなどもしてもらっている。他にも下駄箱への生け花の提供、田植え体験といったことで協力してもらっている。

(質) 生徒指導という問題で、例えばいじめの問題、不登校の問題などに対応するための一貫校の強みのようなものはあるか。

(答) 同じ空間の中で過ごすという関係性の中では異学年間で悪さをするという事はない。同学年でいじめというのは確かにある。不登校は少なく、データがあまりない。生徒指導については中学校だけでなく小学校にも総務(1・2年、3・4年、5・6年各1人)を置き、学年あるいは学年層で対応している。

(質) 学校整備に対する予算取りについて、近年では資材の高騰や週休2日モデルが定着する中で、東条学園は間に合ったかもしれないが、次に建てているところは影響があると思われる。そのあたりの影響はどのような感じか。

(答) ご指摘の通り、人件費や資材高騰の影響で工事費が当初の想定以上に上がっている。東条地域で58億円、このあと2校目は80億円強、3校目の滝野は2校目の社より人数は少ない学校であるが、費用はさらに高くなる見込みである。

(質) PFIではなく通常の設計・入札という中で、発注は一括か、それとも分けて行ったのか。

(答) 東条地域は当初一括で発注したが不調となり、開校時期のことも考え先行工事のために分割発注した。2校目は先行でできる分は早く、解体や増築、旧校舎の長

寿命化の改修はそれぞれ別発注で対応している。学校の規模により当然金額は違うが、新築よりは既存校舎の長寿命化の方が安い。

(質) 工期は延びていったか。

(答) 2校目の社であれば、既存の校舎の横で工事をするので、中学校ということでテスト期間もあるので工事を止めることもあり、長くなってしまった。

(質) 家庭学習について、G I G Aスクールの整備で1人1台端末ということで運用されていると思うが、その活用はどのようになっているか。

(答) 毎日ではないが持ち帰りは随時やっており、そこから宿題を出したりもしている。統合されてW i - F i 環境はものすごく良くなった。



加東市役所庁舎から臨む社中学校（社地域小中一貫校建設工事中）

## 【視察を終えての感想】

小中一貫校として、校長先生が1人、校舎が1つ、職員室も1つにしていることで1年生から9年生までの一貫教育にスムーズに入れると感じた。特に、今まで小学校、中学校の教員としての経験との間に生じる違和感を払拭し、コミュニケーションを密にするために職員室が1つということに意義がある。

9年間で4-3-2のステージ制とし、小中ギャップの解消が自然に図れるようにしており、また、異学年の交流を年間通して実施することで仲間意識・上級生のリーダーシップの醸成につながっており、とても意味がある。学習面においては、第2ステージ（3、4年生の一部）から教科担任制の授業となっているため、従来の小学校よりも学力の向上が見込まれるのではないかと感じる。生徒指導面でも教師間（小学校の担任と教科担任）の話し合いも多くなり相乗効果を生むと思う。

P T C A（従来のP T Aと地域を含めた組織）で学校運営に係わっているが、P T A自体の在り方が課題となっている現状において、これからの学校運営における組織として十分機能させて先進地となっていきたい。同時に本市においても取り入れて試行錯誤していくべきではないか。

最後に、学校運営に全責任を持つ校長先生、特に開校時の校長先生の人選は誤ってはならないと痛切に感じた。その人の経験・人格・人脈およびボランティア精神が豊かな人であってほしい。また、本市は小中一貫型小・中学校（校長先生が二人）を進めているが、加東市立東条学園小中学校のようなスタイルでも良いのではないかと感じる。



## Ⅱ. 大阪府高槻市

<人口：346,189人，面積：105.29km<sup>2</sup>>

期日：令和6年10月29日（火）9時30分～

視察項目：未就学児の保育・教育について

### 【視察目的】

こども家庭庁においては、令和8年度から子ども子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度」を実施することとしている。現在、高槻市ではこども誰でも通園制度の試行的事業を実施しており、事業の現状と課題について研究する。さらに、待機児童対策や高槻市立高槻認定こども園分室（民間委託）の取組をはじめ、未就学児の保育・教育環境の整備について、高槻市の取組を調査研究するものである。

【説明者】	子育て企画官	万井氏
	保育幼稚園事業課課長代理	兵頭氏
	保育幼稚園事業課主査	國近氏
	保育幼稚園総務課課長代理	門屋氏

### 【視察内容】

#### 1. こども誰でも通園制度（試行的事業）について

高槻市では応募のあった2事業者契約し、こども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業を実施している。令和6年4月時点で対象となる0歳6か月～2歳児の子供は3,039人。利用上限と委託料は国基準どおり1人1時間850円で月10時間を上限としているが、市独自負担として昨年度モデル事業実施園のみ3歳の誕生日以降も対象としている。

(1) 実施園の概要

	幼稚園型認定こども園 高槻双葉幼稚園		認定こども園 日吉幼稚園	
法人／区分	学校法人／幼稚園型		学校法人／幼保連携型	
教育・保育 定員	1号 240名 2号 60名		1号 445名 2・3号 96名	
実施形態	一時預かり一般型準拠		一時預かり一般型準拠	
試行的事業 区分	スマイル	たねっこ つちっこ	ミミちゃんひろば	てくてくひろば よちよちひろば
対象	2歳児（学年）	0－2歳児	2歳児	(てくてく)～1歳半 (よちよち)1歳半～
1回あたり 定員	15名	12名	6名	0歳3名 1歳5名 2歳6名
利用日・ 利用形態	月火木金 事前登録制 週1回定期利用	水（月1～2回） 自由利用	月～金 事前登録制 週1回以上	(てくてく)月火金 (よちよち)水木 自由利用
利用時間	9時～12時 (9月以降) ～13時15分	10時～12時	A 9時半～10時半 B 11時～12時	10時～12時
利用料	月額6,000円 1～3月給食費 4,000円 ＋必要に応じ 実費徴収	無料 ＋ 必要に応じて 実費徴収	1人500円×回数 ＋ 必要に応じて 実費徴収	1家庭500円 ＋ 必要に応じて 実費徴収

(2) 事業者から出された意見・課題

- ・週1回程度の利用では利用家庭との関係構築や子供の状態・状況把握が困難
- ・断続的な利用の中で遊びの継続や適切な見守り、保護者対応をするためにはベテラン職員の配置が不可欠
- ・1人850円／時間、月10時間上限で実績により変動する委託料では採算が取れず安定した事業継続が困難
- ・特に自由利用については人数が見込めないため、職員配置が難しく、利用事務も煩雑
- ・親子登園を基本に実施していきたいが、国の見解として親子通園は地域子育て支援拠点事業になると言われている

(3) 乳児等通園支援事業として想定される実施方法等（今後の展望）

※現行の基準での想定・比較

実施方法	①通常教育・保育の <u>空き定員を活用</u>	②園の <u>空き教室等を活用</u> (独立事業)	③ <u>一時預かり事業との合同・併用による実施</u>	④ <u>子育て支援拠点事業との合同・併用による実施</u>
一時預かり実施基準	余裕活用品	一般型	一般型	一般型
専用スペース	不要（在園児との合同保育）	必要	不要（一時預かりのスペースを活用）	不要（拠点事業のスペースを活用）
専任職員の配置	不要（在園児との合同保育） 公定価格	必要	不要（一時預かり従事者との兼任対応可能。ただし対象経費の按分が必要）	不要（拠点事業の従事者との兼任対応可能。ただし対象経費の按分が必要）
他の給付・補助等との整理	教育・保育給付 欠員分は不支給 重複給付なし	特になし 他の給付・補助等との重複なし	一時預かり事業補助金・委託料 対象経費の按分が必要（重複不可）	拠点事業補助金・委託料 対象経費の按分が必要（重複不可）
留意・注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>欠員がある場合のみ該当</li> <li>在園児との関係性、配慮等現場が混乱する可能性</li> <li>時期により受入枠が減少し年間通じての利用ができない可能性 ⇒待機児童や保留児がいる場合、保育所等での実現可能性は低い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専用スペース、専任職員の確保が別途必要となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳児等通園支援と一時預かりとの保育内容、提供時間や料金設定等で差別化・明確化が必要</li> <li>利用こどもや保護者の把握等、管理運用面で現場での混乱が予想される</li> <li>補助金の対象経費等で重複計上がないよう注意が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳児等通園支援と拠点事業との保育内容、提供時間や料金設定等で差別化・明確化が必要</li> <li>利用こどもや保護者の把握等、管理運用面で現場での混乱が予想される</li> <li>補助金の対象経費等で重複計上がないよう注意が必要</li> </ul>

※一時預かり事業や子育て支援拠点事業との合同・併用による実施の場合、現場では差別化が困難、事務が煩雑になる等、新たな事業が追加される負担感が大きいという課題がある。

(4) その他、乳児等通園支援事業の実施に向けた課題

- ・国の基準制定等が整っておらず、今後の条例制定や認可・確認作業等の手続きの日程がタイトになる恐れがある
- ・国が想定している総合支援システムでは、「予約管理機能」「データ管理機能」

「請求書発行機能」が利用でき、利用者・施設・自治体の3者が登録、確認作業等をできる設計となっている。しかし実際には、利用者と施設の間のやり取りが園の既存アプリ（システム）で行われたり、利用者と自治体間では給付認定の申請、施設と自治体間では認可・確認等の作業があったりと、国のシステムとは別で2重の手続き・管理が必要となることも考えられる

- ・同一月に複数自治体で認定される場合や、同月に複数事業を併用する場合の具体的な運用が示されていない



国においても制度設計が固まっておらず、現時点では不透明な部分も多い

## 2. 高槻市の待機児童の状況・対策

### (1) 待機児童の現状

高槻市は人口30万人を超える大阪・京都のベッドタウンであるが、就学前人口は令和2年4月の16,141人が令和6年4月には14,590人と減少している。一方で、保育利用の申込者数は7,387人から7,745人と増加している。利用保留児童は生じているものの、待機児童数はこの間0人である。

### (2) 施設整備等

高槻市立認定こども園配置計画に基づき、公立幼稚園・保育所の統廃合による公立認定こども園化、公立施設の民営化、他にも民間保育所の認定こども園化、小規模保育事業所の新規開設等により定員を増やし、保育の受け皿を作ってきた。

### (3) 待機児童解消に向けた主な対策

#### 【0～2歳児】

- ・小規模保育事業を中心とした施設整備
- ・小規模保育事業における弾力受入（最大22人まで）

#### 【3歳以上】

- ・幼児バスによる送迎保育ステーション事業（令和3年4月から）
- ・公立施設の3歳児枠を地域型保育事業卒園児の優先枠に（令和4年4月から）
- ・定員割れの公立幼稚園の認定こども園化（地域型保育事業卒園児の受け皿）

### 3. 高槻認定こども園分室について

#### (1) 経緯

年度途中の待機児童ゼロを達成するため、法務局跡地に臨時保育室の開設を計画し、平成26年12月にオープン。令和3年4月に名称を高槻認定こども園分室に変更し、運営を株式会社ポピンズエデュケアに委託。市内の保育資源を有効活用し保護者の幅広い保育ニーズに対応するため、送迎利用保育を開始した。

#### (2) 年度利用保育

- ・対象年齢 0歳児～5歳児
- ・定員 50名
- ・開室時間 午前7時～午後7時（午後6時からは延長保育）
- ・利用期限 入室年度の3月31日まで
- ・利用料 3歳未満児：月額35,000円  
3歳以上児：月額5,800円（利用料無料、給食費実費分）  
延長利用料：月額2,000円
- ・入室要件 認可保育施設等の申込を済ませている児童で、週5日勤務かつ週30時間以上就労を常態としている等、保育要件に当てはまるもの

#### (3) 送迎利用保育

- ・対象年齢 満2歳児～5歳児
- ・定員 20名
- ・利用時間 預かる時間帯：午前7時～8時30分  
迎える時間帯：午後4時30分～午後7時（午後6時～延長保育）
- ・利用料 送迎利用料：月額2,000円  
延長保育料：月額2,000円
- ・送迎先 三箇牧認定こども園、RISE芝生保育園、ほしの保育園

※朝、バスで各園に園児を届け、日中は在籍園で過ごし、夕方バスで戻る。午後4時30分以降は分室で過ごし、保護者の迎えを待っている。

バスの運転は市営バスに委託、バス移動時の付き添いは運営委託先の株式会社ポピンズエデュケアのスタッフが対応している。

## 【主な質疑応答】

(質) 就学前人口の半分ほどが保育を利用していないが、その要因は。

(答) 0歳児が3割、1・2歳児が4割ほど保育を利用している傾向であるが、一番の要因は先程説明したこども誰でも通園制度を実施している民間の2園がどちらも幼稚園から認定こども園となった規模の大きな園で、3歳児から利用できるため、その利用を待っている幼稚園予備軍とも言える人が多くいるためである。

(質) 保育士を確保するための高槻市独自の取組はあるか。

(答) 高槻だけではないが、資格取得のために大学等に入って学ぶ中で、奨学金等を借り、返済が必要になっている人に補助を出している。これならば給料に差が出ない。国のメニューにある宿舍借り上げもしている。直接的にお金を渡してはいない。

(質) こども誰でも通園制度を実施している園から、市への要望等はあるか。

(答) 学年で言えば主に2歳クラスを対象とした事業になっているが、年度途中で3歳になった子供たちは満3歳児となり、次々この事業の補助対象者から外れてしまうので、年度末まで補助の対象にしてほしいという要望が出ている。子ども家庭庁の担当で文部科学省の人が外れてしまっているのも、制度の形が介護保険のような年齢で考えられており、学年の考え方がないのも問題である。

(質) 保育者の休憩時間の確保ということで、子どもと触れ合わない場所に休憩場所を設けているか。

(答) 公立については休憩室を1つは設けている。各園の工夫により短時間であっても休めるように、ということはやっている。

(質) 保育士確保について、民間の施設からは、派遣会社を利用しても気に入らなければすぐに辞められてしまい、大変厳しいという声を聞いている。近隣の養成校との間で実習ではなくその他の連携を図っているか。

(答) 保育幼稚園総務課の方で保育所保育士支援センター、いわゆるハローワークの出先機関のような形で窓口を設け、保育士資格を持っている人にもう一度復帰してもらおうような支援をしている。スーパーやイベントにも出ていき、求人募集をするなど、コーディネーターのような役割をしている。市内に平安女学院という養成学校もあるので、そことは連携を図っている。

(質) 学生と園の子供たちが触れ合うような機会はあるか。

(答) 公立の中学校は職場体験をしている。高槻北高校は保育のコースを持っているので、インターンシップという形で現場実習に来ている。高槻市の保育士採用試験や民間の施設への就職を希望する動機が中学校の時の職場体験が保育所だったという声も聞くので、効果はあると感じている。

(質) 公立の幼稚園・保育所を統合し、認定こども園にしていく中で一部民営化もしているが、地域の反発といったことはあったか。

(答) 高槻では対象となる施設について、時間をかけて対応している。民間事業者の選定委員会には保護者も入っている。事業者が決まったらすぐに始めるのではなく、公立の施設に入っただき、1年間合同で運営する形をとっている。その時に来てもらう職員には補助金を出している。次に、民営化しても一部の公立の先生は引き継ぎ保育という形で1年間残る。選定に1年、合同運営に1年、引き継ぎで1年と3年間かけてスムーズに移行している。

### 【視察を終えての感想】

質の高い教育を提供するためには、保育士の専門性の高さや経験が必要となってくる。誰でも通園制度のような利用時間の限られる制度で様々なニーズに対応した的確な教育（保育）を実施することは難しいと感じた。特にひとり親家庭の児童や外国籍児童への対応などは専門性が求められると思う。しかし、このような制度は今後求められていくのは明らかであり、高槻市においては、そのことを念頭に入れての試行的事業実施であったと思われる。中核市であればこそ、また教育に熱心な家庭が多いといった点も、取り掛かった要因であると強く感じた。

もう一つ、「高槻認定こども園分室」について、ここは、年度途中においても待機児童ゼロを達成するために設けられた施設であり、子育て支援にとって重要な役割を担っている。その中で、送迎保育ステーション事業については、保護者の朝夕の送り迎えは拠点となる分室で行い、日中は別の場所にある在籍園で過ごすという取組である。例えば市の中心地から離れた施設で受け入れに余裕がある場合に、市が送迎することで教育・保育施設を有効に活用できれば、待機児童対策にもつながると思う。坂出市

でも将来的に取り入れることも可能であると考え。例えば坂出駅前に整備予定の複合施設など、子供を預かる拠点を確保し、そこから特定のこども園に送迎をするといったことができれば、子育て世代の保護者にとって、市の魅力のひとつになるだろう。

人口減少・少子高齢化などは、どの自治体においても共通して悩ましい課題である。しかし、何もしないでいると、他の自治体へと離れてしまう。坂出市としても「働きたい 住みたい 子育てしたい まち」となるよう、変化していくことが重要である。



### Ⅲ. 愛知県長久手市

<人口：61,077人，面積：21.55 km<sup>2</sup>>

期日：令和6年10月30日（水）10時～

視察項目：重層的支援体制整備事業の取組について

#### 【視察目的】

人々の生活やその中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性が現れる支援ニーズと既存の制度にギャップが生じてきたことから、令和2年6月に社会福祉法が改正され、地域共生社会推進の観点から市町村における包括的支援体制の構築を進めるため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設された。

長久手市では令和3年4月から重層的支援体制整備事業を開始しており、既存の組織を統合した地域共生推進課を市長直轄組織として設置し、地域と連携しながら支援体制を構築してきた。今年度からはくらし文化部の所管として事業を継続している。本市は現在、来年度からの事業実施に向けた移行準備中であり、先進地における事業の現状や今後の課題等を調査研究するものである。

【説明者】	地域共生推進課長	嗟峨氏
	課長補佐兼市民相談係長	熊谷氏
	市民相談係 主任	中野氏
	地域共生係 主事	西尾氏

#### 【視察内容】

##### 1. 長久手市の課題とまちづくり

西は名古屋市、東は豊田市に接するベッドタウンとして人口増加が続き、エリア毎の区画整理・宅地開発が進む中、自治会加入率は50%以下、地域のつながりが希薄になっている。子育て世代の若い住民は多いが、2045年には75歳以上の高齢者が現在の2倍に増加する見込みであり、急速な高齢化と家族間のつながりが薄くなっていくことが課題である。

地域づくり・まちづくりに変化が見られ始めるまでには10年かかるとの認識の下、今から市民の困りごとや希望を身近な地域で受け止め、つながりを作り、地域の課題は地域で解決できる取組を市全体で初めて行く必要がある。



一人ひとりに役割と居場所のある地域共生社会の実現を目指し、  
重層的支援体制整備事業に取り組む。

## 2. 重層的支援体制構築に向けた取組

### 【市民主体のまちづくり（6小学校区ごと）】

- ・小学校区単位のまちづくり組織（まちづくり協議会）
- ・地域拠点づくり（地域共生ステーション）

### 【地域福祉の取組】平成29年12月 厚生労働省モデル事業開始

- ・地域力強化推進事業（福祉政策課）
- ・多機関協働相談支援包括化推進事業（悩みごと相談室）

### 【庁内調整】

- ・令和2年度 重層的支援体制整備事業の実施に向けた庁内調整  
悩みごと相談室・長寿課・福祉課の担当者協議を皮切りに関係課・関係機関への説明・ヒヤリング等を実施
- ・令和3年度 重層的支援体制整備事業開始（庁内研修も順次開催）
- ・令和6年4月 市長直轄組織からくらし文化部へ移管  
現在の地域共生推進課は地域共生担当と市民相談担当が連携して地域の課題に当たっている（係員は各小学校区とプロジェクトを受け持っている）

### 【協議を進める中で出た課題・問題点など】

- ・各相談支援機関における、年齢・属性を問わない「断らない相談」に向けての理解、周知
- ・地域力強化推進事業と多機関協働相談支援包括化推進事業を統合させ、新事業へ展開するために必要な組織体制

- ・「多様な関係者によるプラットフォーム」まちづくり協議会、地区社協など、住民同士が出会い、話し合うことができる場づくりとその役割などの整理
- ・地域力強化推進事業と生活支援体制整備事業との整理
- ・個別支援から地域づくりを一体的に行うCSW（コミュニティソーシャルワーカー）の役割の整理
- ・地域共生担当とCSWの連携強化

### 3. 長久手市の重層的支援体制整備事業

①相談支援、②参加支援（ひきこもり対策）、③地域づくりに向けた支援、を一体的に推進するために包括化推進員（社会福祉協議会に所属するCSWと市の地域共生担当）が中心的な調整役となり、課題解決や伴奏支援に向けて必要な地域資源が連携できるようにチーム体制で支援を行っている。

#### 【具体的な取組】

#### ○「N-ジョイ」の設置（①相談支援と②参加支援の一体化）

ひきこもり相談窓口兼居場所として令和5年3月に開設。社会参加に向けての第一歩として、気軽な居場所として活用しており、利用者は年々増加している。課題としては、障がいサービスを利用していないが生きづらさを抱える、発達障害等のいわゆる「グレーゾーン」の人が集まっており、一人ひとりに合わせた社会参加の方策が求められている。

#### ○長久手サポートプロジェクト（②参加支援と③地域づくりの一体化）

「たすけあいカー」「ワンコインサービス」「ファミリーサポート」の3つのサービスを1つのシステムで展開し、横断的に支援する人を創出するとともに、支援される人が支援する側にまわるような、住民同士が支え合いながら暮らす地域づくりを目指している。担当部署を超えて、DXや市全体の施策を考える部署とともに、総合的にあり方を考えていく方針である。

#### ○居場所支援事業+まちの保健室（②参加支援と③地域づくりの一体化）

行政が新しく居場所をつくるのではなく、「気を配ってくれる人」と「魅力的な場所」を兼ね備えた居場所同士のネットワークの支援→「なのこの会」

○地域共生ステーション（①相談支援と②参加支援と③地域づくりの一体化）

・地域における身近な相談場所

相談の「場」としてとらえ、子どもや子育て、ひきこもりの相談、場を活用したアウトリーチなどを行っている。

・地域の集いの場としての活用

まちづくり協議会による「ふれあいカフェ」など多世代交流の場づくりや共生ステーションに寄付された食料品を困っている人におすそわけをしている。



地域交流の拠点

○地域資源とのつなぎ（コーディネート）

（例）児童数が増加し、見守り体制を強化したい（教育委員会）

地域での見守りの高齢化（民生委員）

見守り体制の不安、交通指導員の不足（学校）

地域貢献への想いと課題の分からなさ（ヤマト運輸）

→これらの課題を解決するため、地域共生推進課が調整し、「クロネコヤマトによる児童の見守り」が実現

→別の民間企業との連携により、他校区でも同様の取組がスタートした

4. 課題と今後の方向性

【課題】①包括的な支援体制の構築

②孤立しがちな人への支援メニューの拡大

③支えあいの地域づくり

【今後の方向性】

①3つの柱「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に推進する

②市民の困りごとを把握し、そこから見えた仮説に基づき、試行的な取組を推進する人材の育成や、相談支援と地域づくりの掛け合わせなど、枠組みを超える意識を醸成する

- ③相談支援について庁内や支援関係機関の連携体制を強化するとともに、市民や団体との共同を意識し、社会資源等の情報を共有・活用することで包括的な支援体制を構築する

### 【主な質疑応答】

(質) 小学校区ごとに担当職員を置いているとのことであるが、どのような職員を配置しているのか。

(答) 専門的な知識を持った職員が配置されているわけではない。一般の職員が異動で来ているという状況であり、福祉部門を経験せずに来る人もいる。それぞれの職員が色々な経験をしているので、得意分野、強みを持って地域で活動し、課の中でも情報共有しながら手探りでやっている。

(質) 縦割り行政の問題、部門間の連携が難しい中で、どのような対応をしたか。また事業をスタートするにあたり、地域との関わりは。

(答) 縦割り組織の弊害を少なくするために市長直轄組織として地域共生推進課を新設した。地域と共に考える調整役を校区ごとに配置し、初期の取組では地域に向き、地域の状況を把握することを重要視した。そこから対話を重ねることで顔見知りの関係性を築き、地域との交流を深め、市民参加へとつなげている。実際、担当者も頻繁に地域を訪問し、サロンやデイサービスにも顔を出してきた。

(質) 庁内の連携の取り方はどのような感じか。

(答) 考え方、価値観が違うため、当初は大変であった。制度に当てはまらなければ全て地域共生にという流れになってしまうが、すべての課題を地域共生担当で解決できるわけではない。寄り添うことはできるが、解決できる制度を持っていない。

(質) 地域共生ステーションはどのような建物を活用しているのか。

(答) 現在4か所あり、そのうち新築は1か所。農協の居抜き物件や市の施設を改装し活用している。

(質) 社協の職員はどのくらい配置されているのか。

(答) 5人配置されている。市と同じく小学校区を担当している。市職員と2人で各校区を担当することになっている。

(質) 初めに市長直轄組織としてできた経緯、前の市長の思いは。

(答) 横連携が難しいからこそ、どこにも属さない職員が出ていく形を作った。縦割りを破りたかったのではないか。

(質) 様々な支援があるが、市から補助は出ているのか。

(答) 地域のサロンには市からお金が出ているが、それ以外にはシステム導入時に費用が掛かるという感じで、基本的にはボランティアであり、特別な費用はない。たすけあいカーも社協の車。

(質) 若い世代の社会的貢献と地域コミュニティの促進は。

(答) 多くの企業が社会的貢献に対する意義を高めているので、そこで働く若い世代の方々はボランティア活動等への意識が高く、休日を中心に活動してもらえる方が多い。

(質) たすけあいカーの運営費、保険代等はどのようにしているのか。

(答) 以前は事業費で運営していたが、利用者から気軽に利用したいので少しでもお金を支払いたいとの申し出があり、保険代やガソリン代等は地域の方からのお金で運営できるようになった。利用できる地域も限られており、利用者が殺到することまではない。

(質) 地区の皆さんの自主性・やる気を引き出すコツはあるか。

(答) 地区によって思いは違うが、市がやれないことははっきり「できない」、としていかないと、今後は人口減少で職員の数も減ってくる。地域での運用が必要になるが、市に頼りきっていて、いきなり地域でとなった時にはもう遅い。そうなる前に地域でやっていくように考えておくことが必要。市民主体ということで前の市長が始めてから10年以上が経ち、ようやく一部の市民が主体的に動き始めてきた。やはり時間はかかる。失敗してもいいからやってみようというところから共感を得ている。市から言われると跳ね返りもあるが、地域のキーマンから動かすと地域の中で動き始める傾向がある。

(質) キーマンの見つけ方は。

(答) 民生委員や地域共生ステーションの来館者からの情報を得る中で関係性を切らさないように努力している。回数を重ねて対話することも大切。

(質) 地域の担い手の核となる自治会の加入率は下がっている。今は良くても将来的に高齢化率が高くなり、課題になってくると思う。そのあたりはどうか。

(答) 自治会以外の組織と自治会をつなぐことや、好きなことや志、やりたいことで

つながれるような仕組み作りも必要。

(質) シルバー人材センターと連携を行っていることはあるか。

(答) 現時点では協力を得ていない。今後、活動範囲を広げていく中でシルバー人材センターにも協力を要請したいと考えている。

### 【視察を終えての感想】

長久手市では縦割り行政では地域づくりが進まないと判断し、市長直轄組織で事業を始め、その係員が小学校区単位で地区を担当し、地域に出かけ、市民の困りごとを受け止めながら地域の方々との信頼関係を構築してきたようである。課題解決には庁内の各部署だけでなく、社会福祉協議会をはじめとする関係機関が連携し、「断らない相談支援」という考えを持って対応していることが重層的支援体制構築の下地になっていると感じた。重層的支援体制を整備するためには、包括化推進員が様々な支援者と連携し、市民との信頼関係を築くことが大切である。調整役である包括化推進員を中心としたチーム支援を実現させることで、それぞれの会議体が機能していくことにつながることから、行政の果たす役割も大きいと感じた。

